

官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日 国 都 官 第 13 号
最終改正 令和 5 年 4 月 1 日 国都まち第 115 号
国土交通省 都市局長通知

第 1 条 通則

官民連携都市再生推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和 2 年 4 月 1 日国都官第 13 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第 2 条 目的

補助金は、官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和 2 年 4 月 1 日国都官第 13 号）に基づき実施される官民連携都市再生推進事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第 3 条 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第 3 条に定める事業主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は別表 1・2 のとおりとする。

第 5 条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式－1 による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式－2 の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第 6 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式－3 により、その旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第7条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式－4による申出書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第8条 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、第6条の補助金の交付決定の額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式－5による申請書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式－6による申請書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－7による進達書を提出しなければならない。
- 4 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式－8により補助事業者に通ずるものとする。

第9条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式－9により速やかに報告書を、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、第5条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－10による進達書を提出しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告書の提出があつたときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第10条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があつたときは、速やかに様式－11による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

第11条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間

は 30 日とする。

第 12 条 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式-12 による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式-13 により大臣に報告しなければならない。

第 13 条 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 8 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式-14 により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式-15 により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式-16 により命ずるものとし、前項の報告に併せ様式-15 により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 14 条 補助事業の是正命令

所管地方整備局長等は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式-17 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 8 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 15 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式-18 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第 16 条 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第 8 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合においては、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式－19 により命ずるものとし、様式－20 により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第 1 項の第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第 17 条 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省令第 74 号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付建設省令第 131 号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日付建設省令第 7 号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第 18 条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式－21 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第 19 条 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式－22 による申請

を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第 20 条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても所管地方整備局長等の指示があったときは、補助事業に係る施設の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第 21 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式－23 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 22 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式－24 による調書を作成しておかなければならない。

第 23 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式－25 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第 24 条 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 官民連携都市再生推進事業費補助金制度要綱第 2 条第 2 項第七号に掲げる補助事業については、令和 3 年度末までの間、支援できることとする。

附則

改正後の要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

- １ 改正後の要綱は、令和４年１２月２日から施行する。
- ２ この要綱の施行の際、現に施行前の要綱に基づき行われている事業については、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

附則

改正後の要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表1 エリアプラットフォーム活動支援事業

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
エリアプラットフォームの構築	・エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用	・エリアプラットフォーム	定額※ ²
未来ビジョン等の策定	・未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用	・地方公共団体※ ¹	新規：定額※ ² 改定：1／2
シティプロモーション・情報発信	・未来ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手や多様な人材を惹きつけるための情報発信（コンテンツ作成、国際的ビジネス環境等改善に資するWi-Fi等環境整備）、展示会出展及び国際会議等に合わせたイベントの開催に要する費用	・エリアプラットフォーム	1／2※ ³
社会実験・データ活用	・未来ビジョン等に基づく、都市の魅力や国際競争力を向上するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用 ・上記事業の実施に必要となる都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設（いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る）の整備に要する費用		1／2※ ³
地域交流創造施設整備	・未来ビジョン等に基づく、地域交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		1／3
国際交流創造施設整備	・未来ビジョン等に基づく、国際交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		1／3
国際競争力	・連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく		新規：定額※ ⁴

強化拠点形成	実施計画の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用		改定：1／2
	・国際競争力強化に係る情報発信（コンテンツ作成、国際的ビジネス環境等改善に資するWi-Fi等環境整備）、展示会出展及び国際会議等に合わせたイベントの開催に要する費用		1／2 ^{※3}
	・国際競争力強化に係る社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用 ・国際競争力強化に係る社会実験・実証事業等の実施に必要となる都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設（いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る）の整備に要する費用		1／2 ^{※3}
	・大学や専門家等との連携による起業支援や人材育成に要する費用		1／2 ^{※3}
	・他都市との連携に資する制度要綱第2条第8項第二号から第四号までの取組に要する費用		1／2 ^{※3}
地方都市イノベーション拠点形成	・連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用		新規：定額 ^{※4} 改定：1／2
	・地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る情報発信（コンテンツ作成、Wi-Fi等環境整備）、展示会出展及び国際会議等に合わせたイベントの開催に要する費用		1／2 ^{※3}
	・地方都市におけるイノベーション拠点の形成に係る社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用 ・地方都市におけるイノベーション拠点の		1／2 ^{※3}

	形成に係る社会実験・実証事業等の実施に必要な都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設（いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る）の整備に要する費用		
	・大学や専門家等との連携による起業支援や人材育成に要する費用		1 / 2 ※ ³
	・他都市との連携に資する制度要綱第2条第9項第二号から第四号までの取組に要する費用		1 / 2 ※ ³

- ※1 「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」のうち新規に取り組む地域に限る。
- ※2 「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした未来ビジョン等を策定するものに限り最大3年間とする。）
- ※3 1事業あたり1年間に限る。
- ※4 連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした連携ビジョン及び連携ビジョンに基づく実施計画の策定するものに限り最大3年間とする。）

別表 2 普及啓発事業

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
普及啓発事業	・都市の課題解決をテーマとし、多様な人材を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営 ・上記と連携した、優れたまちづくり活動の普及啓発	・都市再生推進法人 ・民間事業者等	定額